2021年1月1日

会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める書面
（吸収合併に関する事後開示書面）

鈴 茂 器 工 株 式 会 社
代表取締役社長　鈴木 美奈子

鈴茂器工株式会社（以下「鈴茂器工」という。）と北海道鈴茂販売株式会社（以下「北海道鈴茂販売」という。）は、2020年3月13日付にて締結した吸収合併契約に基づき、2021年1月1日を効力発生日として、鈴茂器工を吸収合併存続会社、北海道鈴茂販売を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行いましたので、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に基づき以下のとおり開示いたします。

1．吸収合併が効力を生じた日
2021年1月1日

2．吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続
北海道鈴茂販売の株主から本合併をやめることの請求はありませんでした。
(2) 反対株主の株式買取請求
北海道鈴茂販売に関し、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。
(3) 新株予約権買取請求
北海道鈴茂販売は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありませんでした。
(4) 債権者の異議
北海道鈴茂販売は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2020年11月25日付の官報にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行い、また、2020年11月25日付で電子公告の方法により公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における会社法第 796 条の２、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続

本合併は、会社法第 796 条第２項本文に規定する場合に該当するため、本手続を行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第２項本文に規定する場合に該当するため、本手続を行っておりません。

(3) 債権者の異議

鈴茂器工は、会社法第 799 条第２項及び第３項の規定に基づき、2020 年 11 月 25 日付の官報にて債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行い、また、2020 年 11 月 25 日付で電子公告の方法により公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

鈴茂器工は、効力発生日をもって、北海道鈴茂販売の資産・負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

５．会社法第 782 条第１項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

６．会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年１月５日（予定）

７．前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

別紙

2020年３月13日

会社法第782条第１項及び会社法施行規則第182条に定める書面
（吸収合併に関する事前備置書面）

北海道鈴茂販売株式会社
代表取締役社長　山谷 孝範

当社は、2020年３月13日付で鈴茂器工株式会社（以下「鈴茂器工」という。）との間で締結する吸収合併契約に基づき、2021年１月１日を効力発生日として、鈴茂器工を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行うこととしました。本件吸収合併に関し、会社法第782条第１項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第１項）
2020 年３月 13 日付で当社と鈴茂器工が締結する吸収合併契約書の内容は、別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第１項第１号及び第３項）
当社は鈴茂器工の完全子会社であることから、本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行われません。

３．合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第１項第２号及び第４項）
該当事項はありません。

４．吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第１項第３号及び第５項）
該当事項はありません。

５．計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第１項第４号及び第６項）

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

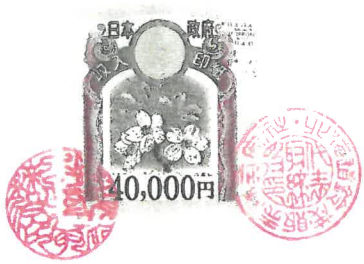
該当事項はありません。

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第１項第５号）

本件吸収合併の効力発生日以後における鈴茂器工の財政状態は、資産が負債を大きく上回ることが見込まれ、また、本件吸収合併の効力発生日以後における鈴茂器工の収益状況及びキャッシュフローの状況について、鈴茂器工の債務の履行に支障をきたす事項は予想されません。以上のことから、鈴茂器工の債務の履行が見込まれると判断します。

以上

別紙１



合　併　契　約　書

鈴茂器工株式会社（以下「甲」という。）と北海道鈴茂販売株式会社（以下「乙」という。）とは、両社の合併に関して合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　甲と乙は、甲を吸収合併存続会社，乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継し、乙は解散する。

２　本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び本店は、以下のとおりである。

（１）　吸収合併存続会社

商号　鈴茂器工株式会社

本店　東京都練馬区豊玉北二丁目 23 番２号

（２）　吸収合併消滅会社

商号　北海道鈴茂販売株式会社

本店　北海道札幌市東区本町二条五丁目６番 26 号

第２条　甲は本合併に際して乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第３条　甲は会社法第 796 条第２項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに本合併を行う。

２　乙は、効力発生日の前日までに、本合併に必要な事項に関する機関決定を行う。

第４条　本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2021 年１月１日とする。ただし、効力発生日の前日までに本合併に必要な手続が完了しないおそれがある場合等、必要がある場合には、甲及び乙の合意により、会社法の規定に従い、効力発生日を変更することができる。

第５条　乙は、2020 年 12 月 31 日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし，一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

第６条　甲及び乙は，本契約締結後，効力発生日前日に至るまで，善良なる管理者の注意をもってそれぞれの各業務を遂行し，かつ，一切の財産の管理を行う。

第７条　甲は、効力発生日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員の処遇その他の取扱いについては、本合併前の乙における雇用条件及び労働条件を踏まえ、甲乙協議の上、これを定める。

第８条　本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、本契約を変更し又は解除することができる。

第９条　本契約に規定のない事項又は本契約の解釈につき疑義が生じた事項については，甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約の締結を証するため本書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

2020年3月13日

（甲）　東京都練馬区豊玉北二丁目23番２号
鈴茂器工株式会社
代表取締役社長　鈴木　美奈子

（乙）　北海道札幌市東区本町二条五丁目６番26号
北海道鈴茂販売株式会社
代表取締役社長　山谷　孝範

別紙２

決　算　報　告　書

第　26　期

自　平成 31年 1月 1日

至　令和 元年12月31日

北海道鈴茂販売　株式会社

札幌市東区本町２条５丁目６番２６号

貸　借　対　照　表

令和 元年12月31日 現在　　(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 124,909,890】	【流動負債】	【 71,944,957】
現金	33,006	買掛金	58,002,116
普通預金	35,695,378	未払金	7,167,835
積立預金	2,200,000	未払法人税等	3,340,200
定期預金	4,800,000	預り金	760,806
受取手形	3,412,354	未払消費税等	2,674,000
売掛金	70,827,705	【固定負債】	【 4,237,550】
商品	7,727,260	退職給付引当金	1,857,550
仮払金	13,000	役員退職給付引当金	2,380,000
前払費用	201,187		
【固定資産】	【 6,594,411】		
[有形固定資産]	[5,817,767]	負債合計	76,182,507
工具器具備品	303,364	純資産の部	
造作	3	【株主資本】	【 55,321,794】
リース資産	5,514,400	[資本金]	[10,000,000]
[無形固定資産]	[229,302]	[利益剰余金]	[45,321,794]
ソフトウェア	79,334	(その他利益剰余金)	(45,321,794)
電話加入権	149,968	繰越利益剰余金	45,321,794
[投資その他の資産]	[547,342]		
出資金	10,000		
差入敷金保証金	537,342	純資産合計	55,321,794
資産合計	131,504,301	負債・純資産合計	131,504,301

損　益　計　算　書

自　平成 31年 1月 1日
至　令和 元年12月31日

（単位：円）

科　　目	金	額
【売　上　高】		
売　上　高	318,343,867	318,343,867
【売　上　原　価】		
期首棚卸高	8,069,032	
仕　入　高	247,979,444	
合　計	256,048,476	
期末棚卸高	7,727,260	248,321,216
売上総利益		70,022,651
【販売費及び一般管理費】		55,978,982
営業利益		14,043,669
【営業外収益】		
受取利息	598	
雑　収　入	7,875	8,473
経常利益		14,052,142
【特　別　利　益】		
役員退職給付引当金戻入額	4,136,667	4,136,667
【特　別　損　失】		
役員退職慰労金	2,240,000	2,240,000
税引前当期純利益		15,948,809
法人税、住民税及事業税		5,286,689
当期純利益		10,662,120

販売費及び一般管理費

自　平成 31年 1月 1日
至　令和 元年12月31日

(単位：円)

科目	金額	
役員報酬	8,400,000	
給料手当	15,301,525	
賞与手当	3,320,000	
法定福利費	4,419,592	
福利厚生費	189,607	
広告宣伝費	75,596	
運賃	113,259	
旅費交通費	3,317,107	
交際接待費	909,108	
車両費	344,502	
通信費	1,063,165	
水道光熱費	305,592	
租税公課	45,785	
消耗品費	245,842	
事務用消耗品費	393,653	
賃借料	2,007,753	
保険料	737,820	
支払手数料	387,604	
減価償却費	3,085,662	
リース料	117,560	
燃料費	1,571,382	
出向負担金	4,270,000	
販売手数料	553,712	
支払報酬	1,414,000	
退職給付引当金繰入	361,680	
会議費	128,984	
役員退職給付引当金繰入	2,300,000	
雑費	598,492	55,978,982
合計		55,978,982

株主資本等変動計算書

自　平成 31年 1月 1日
至　令和 元年12月31日

（単位：円）

株主資本

資本金	当期首残高及び当期末残高		10,000,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		34,659,674
	当期変動額	当期純利益	10,662,120
	当期末残高		45,321,794
利益剰余金合計	当期首残高		34,659,674
	当期変動額		10,662,120
	当期末残高		45,321,794
株主資本合計	当期首残高		44,659,674
	当期変動額		10,662,120
	当期末残高		55,321,794
純資産合計	当期首残高		44,659,674
	当期変動額		10,662,120
	当期末残高		55,321,794

個　別　注　記　表

自　平成 31年 1月 1日
至　令和 元年12月31日

1.この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。
2.継続企業の前提に関する注記
3.重要な会計方針に係る事項に関する注記
（1）資産の評価基準及び評価方法
①たな卸資産の評価基準及び評価方法
・・・最終仕入原価法による原価法
（2）固定資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・定率法
無形固定資産・・・定額法
（3）収益及び費用の計上基準
（4）消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。
4.株主資本等変動計算書に関する注記
（1）当該事業年度の末日における発行済株式の数　200株
（2）当該事業年度の末日における自己株式の数　0株

別紙の通り報告致します。

令和　2年 1月27日
北海道鈴茂販売　株式会社

代表取締役　山　谷　孝　範